

(表面)

様式第1号 (第5関係)

年 月 日

東久留米市長 殿

令和8年度東久留米市低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業助成金交付申請書

令和8年度東久留米市低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業助成金について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、本助成金の申請に当たっては、本申請書に記載の確認事項、同意事項及び誓約事項を確認の上、同意及び誓約します。

ふりがな		電話番号	— —
申請者氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
申請者住所	〒 —		
過去の助成の有無等	東久留米市で過去に同事業の助成を受けたことが (ある ・ ない)		
世帯区分	<input type="checkbox"/> 市町村民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 市町村民税均等割りのみ課税世帯 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給世帯		
申請理由	<input type="checkbox"/> 自宅にエアコンがない <input type="checkbox"/> 故障により使用できるエアコンがない 〈故障の状況〉 <input type="checkbox"/> 電源が入らない <input type="checkbox"/> 冷風が出ない <input type="checkbox"/> その他 ()		
備考			

確認事項	<p>(1) 助成金額は、エアコン本体購入費、設置工事費等が上限100,000円以内の実費であり、上限を超えた分は自己負担となること。</p> <p>(2) 助成対象となるエアコンは、東久留米市が交付決定をした後に購入・設置されたエアコンであること。</p>
同意事項	<p>(1) 東久留米市長が、令和8年度東久留米市低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業助成金実施要綱に基づく助成金の交付決定等に必要な範囲で、東久留米市が保有する税務情報や児童扶養手当の受給状況、生活保護の受給状況等の情報を利用すること。</p> <p>(2) 助成金の交付決定のための市の訪問調査を受け入れること。また、東久留米市長及び調査を行う機関が、訪問調査を行うための情報及び訪問調査により得た情報を共有・利用すること。</p> <p>(3) 助成金の申請内容や交付決定情報について、市の必要な部署において共有・利用すること。</p> <p>(4) 以下のいずれかに該当するときは、助成決定の取消しや助成金の返還を命じられても異議を申し立てないこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・虚偽の申請、その他不正な行為により助成決定を受けたとき。・助成決定を受けた者が、エアコンの購入及び設置を行わないとき。・その他要綱の規定に違反したとき。
誓約事項	<p>(1) 設置場所は、申請者の居住する住宅であること。</p> <p>(2) 設置場所が賃貸物件の場合は、本助成金の申請前に家主からエアコンの設置について承諾を得ていること。</p> <p>(3) 助成を受けて設置した機器を事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することのないようにすること。</p>